, 財政金融委員会)

預 金 保 険 法 の _ 部 を改正する法 律 案 $\overline{}$ 閣 法 第四〇号)(衆議 院送付) 要旨

本 . 法 律 案 ιţ 特 定 住 宅 金 融 専 門 会 社 の 債 権 債 務 の 処 理 の 促 進 等 に . 関 する特 別 措 置 法 $\overline{}$ 住 専 処 理 法 に 基づ

き、 住 専 債 権 の 回 収 等が 平 成二十三年十二月を目 途として完了するも のとされてい ることを踏 ま え 住 専 債

権 の 回 収 等 の 業 務 を 円 滑 に 終了す る た め の 措 置 を 講 ずるとともに、 当 該業 務 の 終了に伴 11 整 理 収 機 構 協

定 銀 行 の 機 能 を 見 直 す 等 の 改 正 を 行 うも の で あ <u>,</u> そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ る。

住 専 債 権 に 係 る二次 損 失 及 び 残 存 債 権 の 処 理

1 住 専 債 権 の 回 収 等 に 伴 しし 生じ た L١ わ ゅ る 二 次 損 失 の 処 理 に つ l١ て、 整 理 回 収 機 構 の 協 定 後 勘 定 の 利 益

を 活 用 する た め、 協 定 後 勘 定 か 5 住 専 勘 定 に 繰 IJ λ れ ること を 可 能 ح す ِ چ

2 整 理 回 収 機 構 の 住 専 勘 定に 残存する 住 専 債 権 に つ 11 て、 協 定 後 勘 定 ^ 移 管 ŕ 継 続保有及び回収を可

能とする。

二、整理回収機構の機能の見直し

1 破 綻 金 融 機 関 の 業 務 を 承 継 する機能 (承継銀 行機能) を 整 理 回 収機 構に付与する。

2 金 融機関 の保有する反社会的勢力等向け債権 の買取り及び回収を預金保険機構の業務に追加するとと

もに、整理回収機構への委託を可能とする。

三、その他

1 金 融機関 ιţ 保 険 事 故が発生した場合に おける支払対象 預 金等に係る保険金の支払又はそ の払戻しそ

の 他 の 保 険 事 故 に 対 処する た めに 必要 な措 置 の 円 滑 な実 施 の 確 保 を 义 る た め の 措置 を 講 じ なけ れ ば な 5

ない。

2 預 金 保 険 機 構 の 役 員 の 任 期 が 満 了し た 場 合に、 後 任 者 が 任命さ れ る まで 引 ㅎ 続 ਣੇ 職 務 を 行う。

3 こ の 法律 は、 公 布 の 日 から 起 算 して六月 を超 え な L١ 範 进 内 に お l١ て 政令で定める 日 か ら施 行する。 た

だし、三1については公布の日から起算して一年を超えな ١J **範** 囲 内に おいて政令で定める日から施 行 す

る。